

## 子育て短期支援事業の実施について

### 1 背景と概要

本事業は、平成 27 年度に施行された子ども・子育て支援法に規定する、「地域子ども・子育て支援事業」の一つである。

本市においては、「子ども・子育て支援事業計画」策定に際し、平成 27 年 3 月に実施した市民に対するニーズ調査において、一定のニーズがある\*ものの、H30 年度現在においては参入事業者がなく、市民の保育ニーズを満たせない状況にあった。

※ ニーズ調査結果（量の見込み（需要）と確保方策（供給））（単位：人日／年）

		H27	H28	H29	H30	H31
市全体	量の見込み（需要）	124	124	123	121	120
	確保方策（供給）	0	0	0	0	0

### 2 事業内容

本事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的し、一定期間、以下(1)及び(2)の養育・保護を行うものである。

#### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

##### ア 事業概要

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に、実施施設において宿泊を伴う養育・保護を行うもの。

##### イ 対象者

次に掲げる事由に該当する家庭の児童

- (ア) 児童の保護者の疾病
- (イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- (ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

##### ウ 利用の期間

- (ア) 1 回当たりの利用は、施設へ預けた時刻から 24 時間とする。
- (イ) 連続して利用できる期間は 7 日以内とする。ただし、必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

#### (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

##### ア 事業概要

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において

児童を養育することが困難となった場合等において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

#### イ 対象者

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

#### ウ 利用時間

- (ア) 夜間養護（基本分） 17時から22時まで  
 (22時を越えた場合は、(イ)の宿泊分とみなす。)
- (イ) 夜間養護（宿泊分） 22時から翌8時まで
- (ウ) 休日預かり 休日8時から17時まで

### 3 利用者負担額

事業名	利用区分	世帯区分	利用者負担額 (1人日額)
ショートステイ事業	2歳未満児・慢性疾患児	(減免) 生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯	1,100円
		一般の世帯	5,350円
	2歳以上児	(減免) 生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯	1,000円
		一般の世帯	2,750円
トワイライトステイ事業	夜間養護 (17:00~22:00)	(減免) 生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯	300円
		一般の世帯	750円
	宿泊 (22:00~翌8:00)	(減免) 生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯	300円
		一般の世帯	750円
	休日預かり (休日8:00~17:00)	(減免) 生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯	350円
		一般の世帯	1,350円

### 4 今後の流れ

- ・ 今月中に公募を実施し、来月3月中に選定委員会を開催。
- ・ 事業者を決定し、来年度4月からの実施を目指す。